

北播磨総合医療センター企業団改革プラン評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 「新公立病院改革ガイドラインについて」(平成27年3月31日総財準第59号総務省自治財政局長通知)に基づき、北播磨総合医療センター企業団改革プラン(以下「改革プラン」という。)の実施状況を点検及び評価するため、北播磨総合医療センター企業団改革プラン評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 改革プランの点検及び評価に関すること。
- (2) 前号の点検及び評価のため、必要な調査及び検討を行うこと。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員6名以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者、医療関係者、その他市民等、企業長が適当と認める者のうちから、企業長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から5年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、評価委員会を総理し、評価委員会の会議(以下、「会議」という。)の議長となる。
- 3 評価委員会に副委員長を2名置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 企業長は、委員長及び副委員長がともにいないときは、会議の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。
- 6 前項の互選を行う会議では、企業長が指名する委員が委員長の職務を行う。

(報償費)

第5条 委員が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、報償費を支給する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、北播磨総合医療センター企業団管理部経営管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、企業長が招集する。